京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和７年９月１８日
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

令和７年度　高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン定期接種の実施及びコールセンターの開設

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザについて、個人の重症化予防を目的に、京都市民の高齢者等を対象とした定期予防接種を実施します。

令和７年度も市民の皆様に安心して円滑に接種いただけるよう、お問合せにお答えするコールセンターを開設します。

【新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン定期接種の概要】

● 接種期間

令和７年１０月１５日（水）～令和８年１月３１日（土）

● 接種対象者

接種日時点で京都市民かつ次のいずれかに該当される方

① ６５歳以上の方

② ６０～６４歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり日常生活が極度に制限される方

※ 上記以外の方が接種される場合は任意接種となります。

● 接種場所

京都市定期予防接種協力医療機関

※ 集団接種は実施しません。

協力医療機関の一覧は次のサイトにて公開予定です。

https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000331289.html#list

※ かかりつけ患者に限定して接種する医療機関があります。

かかりつけ医療機関のある方は、まず、かかりつけ医等に御相談ください。

● 接種方法

接種対象者が協力医療機関に直接予約し、１回接種

※　本市から予診票・接種券の送付はありません。

※　接種の際は、年齢が確認できる書類（マイナンバーカード等）を御持参ください。

● 接種料金

自己負担区分	新型コロナワクチン※1	インフルエンザワクチン
７５歳以上の方	５，０００円	１，０００円
７４歳以下の方 接種対象者②の方	７，５００円	１，５００円
生活保護受給者・ 中国残留邦人等支援給付受給者※2	無料	

※１　新型コロナワクチンについては、令和７年度から接種料金が変更になっています。

※２　無料で接種を受けるには、区役所・支所保健福祉センターで発行する「受給証明書」が必要です。

（注）接種対象者以外の方は任意接種となり全額自己負担になります。

【コールセンターの概要】

新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの定期接種に係る制度の案内、協力医療機関の案内などを行うコールセンターを開設します。

※　接種予約は受け付けていませんので、協力医療機関に直接御予約ください。

● 名称

京都市高齢者新型コロナワクチン等定期接種コールセンター

● 連絡先

電　話：０５０－３３５８－５３５５

ＦＡＸ：０５０－８８９３－５３５５

※　お掛け間違いにご注意ください。

● 開設期間

令和７年９月２２日（月）～令和７年１１月２８日（金）

平日：午前９時～午後５時

※　土・日・祝日は除きます。

コールセンター終了後（令和７年１２月１日（月）以降）は次のお問合せ先まで

お問合せください。

＜お問合せ先＞

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話：０７５－２２２－４４２１

65歳以上の京都市民の方へ

新型コロナワクチン
インフルエンザワクチン
定期予防接種

流行に備えて、接種のご検討を！

接種期間 令和7年10月15日(水)
～令和8年1月31日(土)

対象者 京都市民

❶65歳以上の方 または

❷60～64歳で、日常生活を極度に制限される障害がある方
（心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

接種料金

新型コロナワクチン

75歳以上 5,000円 74歳以下 7,500円

インフルエンザワクチン

75歳以上 1,000円 74歳以下 1,500円

※対象者のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者／無料　※下記の事前手続きが必要です

接種場所 京都市定期予防接種 協力医療機関
※詳しくはWEBサイトをご覧いただくか、コールセンターまでお問合せください

接種方法 ご自身で各協力医療機関へ事前予約▶直接協力医療機関へ
※生活保護など受給者の方は①区役所・支所で「生活保護等受給証明書」を申請
②直接医療機関へ予約のうえ、同証明書を持参

コロナ・インフルエンザ
どちらのワクチンの
問合せもどうぞ！

問合せ先 京都市高齢者新型コロナワクチン等定期接種コールセンター
開設期間：令和7年11月28日(金)まで

☎050-3358-5355

【FAX】050-8893-5355／【受付時間】月～金 9時～17時　【休業日】土・日・祝日

最新情報はこちらからもご覧いただけます

コールセンター終了後（令和7年12月1日(月) 以降）は以下の発行元までお問合せください。
発行：京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 TEL：075-222-4421 FAX：075-708-6212
発行年月：令和7年9月
京都市印刷物　第071206号

高齢者

新型コロナワクチン インフルエンザワクチン 予防接種に関するQ&A

Q 令和７年度の新型コロナワクチンの接種はどうなりますか？

A 令和６年度と同様に、65歳以上の方、60～64歳で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方を対象として、新型コロナワクチン定期接種が実施されます。接種費用は原則有料です。
定期接種以外で接種を希望される方は、任意接種として、全額自費で接種を受けていただくことになります。

Q 新型コロナワクチンと他のワクチン（インフルエンザワクチン等）を同時に接種できますか？

A 新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

Q 過去に新型コロナウイルスに感染したのですが、ワクチンを接種することはできますか？

A 感染後、体調が回復していることが大前提ですが、接種を希望する際には、その治療内容や感染からの期間にかわわらずワクチンを接種することができます。

Q 接種券は届きますか？

A 接種券はお送りしていません。予防接種協力医療機関に直接予約のうえ、接種時には、マイナンバーカードなど年齢の分かるものをご持参ください。

Q 新型コロナワクチンの集団接種は行っていますか？

A 集団接種は行いません。予防接種協力医療機関で接種してください。

Q 京都市外に住民票があるが、京都市内で接種できますか？

A 住民票のある自治体にお問い合わせください.。

Q 新型コロナワクチンの安全性について教えてください。

A 新型コロナワクチンは、国において有効性と安全性が確認されたうえで薬事承認されています。
新型コロナワクチンの有効性・安全性に関する詳細は、厚生労働省のWEBサイトをご確認ください。

厚生労働省WEBサイト

Q 副反応による健康被害が起きた場合の補償はどうなっていますか？

A 健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・医療手当、障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要となる手続き等については、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

その他ご不明点があれば、
WEBサイトまたは
チラシ表面の問合せ先まで！